一、芸術品ノ損害ト保険会社ノ保険方法ト同一ノ取扱ヲ為シ何等ノ制限ナク
公債ノ売却方一部修正シテ通過ス
一、公債ノ売却ハ八万円以上ヨリ以上ニ及ビ何時ニテモ公正
カナルモノ又ハ其金額ヲ止メルモノトシテ何等ノ採用ハ之ヲ
債
一、従業員ノ保険ニ就テ電気局及水道局ノ病院
以外ノ利用ナク保険局ヨリ以上ノ金ヲ取リツヽアリ
然ルニ利用者ハ未ダ不十分ノ為メ保険組合ノ特典ハ寧ロ
気局ヨリ電気局ニ対シテ其改善ノ機会ヲ得テ之ヲ優良
ナル従業員ニ於テ実行セシムル急務ナリト信ズ（可決）
一、母子保護補償市保険事業費値上ニ対スル件
島上善五郎
市会ハ母子保護補償ニ対シ九十万円ノ支出ヲ可決シタルモノ
従来ニ対シ何等之ヲ発表シ得ズ即チ従来ノ旧制ヲ

何等ノ施設ナク営業ヲ以テ其他ノ者ト同等ニ扱ハレ居ルハ非ナリ
従来母子ガ市ノ道路ヲ使用シテ交通ノ妨害ヲ為シツヽ権
利ヲ得タル保護ヲ得ントスルモノハ其ノ例ヲ以テ之ヲ見レバ明ナリ
又妊婦ハ法律上何等保護ナク権利ニ対シ市会ハ年々予算
民ノ生レタルモノ幼児ヨリ死亡スル者年々増加シテ頗ル多ク
未亡人ノ負担ヲ軽クスル道ナク此ノ点ヲ何等考慮シテ居ラヌ
ヘシトスル者アリ市保険事業費値上ニ依リ之ヲ現在ノ千二百円余
費ヲ以テ多額ノ負担ヲ為シ従来ノ一ケ月平均ノ出産費ハ約四十円見
当ニ一回五十円乃至ノ要シ一回五十円ヲ以テシテモ為サザル新設
ナリ然ルニ之ニ対シ市長ノ無関心ハ調査研究ノ為メ努力セリ
ト称シ之ヲ現在ノ市保険中等ニ市民ノ為メ有利ナル調査
ノ為ニ之ガ一人モアルヤ否ヤ盛業ノ事業費値上ニテ之ヲ構成シ
之ヲ自ラ不可思議ナリ底ニアル従業員ノ為メ付属通路ヲ